

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」等について

1 改正の趣旨

認知機能検査の導入等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）の一部の施行等のため、下位法令について所要の改正を行うもの。

2 主な内容

(1) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

認知機能検査の導入に伴う規定の整備

認知機能検査の実施方法と、信号無視等の特定の違反があった場合に臨時適性検査（専門医の診断）の対象となる者を判定する認知機能検査の結果の基準を定める。

提出した場合に臨時適性検査の受検が免除される医師の診断書は、検査の通知を受けることとなった事由についての主治医の診断書とする。

高齢者講習の区分と講習方法等を定める。

区分	講習方法	講習時間
70歳以上75歳未満の者が受講する高齢者講習	講義・討議、運転適性検査器材による検査、実車指導	3時間
75歳以上の者が受講する高齢者講習	講義、運転適性検査器材による検査、実車指導 認知機能検査の結果に基づく指導を行う。	2時間30分

(注) 75歳以上の者は、高齢者講習の前に認知機能検査(30分)の受検が必要。

認知機能検査の結果により、

記憶力・判断力が低くなっている（検査結果が36点以上）

記憶力・判断力が少し低くなっている（検査結果が0点超36点未満）

記憶力・判断力に心配がない（検査結果が0点以下）

との判定を行い、この結果に基づいて、高齢者講習においてきめ細かな指導を行うこととしている。

その他

公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したとき、免許証記載事項変更届出書への免許用写真の添付を不要とする。

小型限定普通二輪免許(0.125リットル以下)の技能試験車両の総排気量の下限を見直す(0.100リットル以上から0.090リットル以上に)。

(2) 運転免許に係る講習に関する規則及び運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則

認知機能検査を委託を受けて行う場合には、都道府県公安委員会が行う検査に必要な講習を終了した者等が行うこととする。

高齢者講習の受講が免除される、特定任意高齢者講習及び運転免許取得者教育の課程の基準を高齢者講習の区分に準じて定める。

簡易な特定任意高齢者講習の受講が可能となるチャレンジ講習は、75歳以上の者については、認知機能検査の結果が「記憶力・判断力に心配のない者」と判定された者のみが受講できることとする。

3 意見募集の結果

本年3月27日から4月25日までの間、上記2の改正案及び「三輪の自動車の区分の見直し」について意見公募手続を実施した結果、255件の意見が寄せられた。その多くは、「三輪の自動車の区分の見直し」に関する内閣府令案等に対する意見であり、上記2の改正案の内容に対する意見は12件であった。

「三輪の自動車の区分の見直し」に関する内閣府令案等については、現在、寄せられた意見を踏まえ、引き続き検討を進めており、今回は、上記2について改正を行うこととしたものである。

4 その他

公布 平成21年5月11日

施行 平成21年6月1日(2(1)については、公布の日)